《地域ケア会議の流れ》 ※一人ひとりの課題を市の施策、事業につなぎます

地域ケア個別会議

【参加者】

- ①本人・家族
- ②ケアマネジャー
- ③地域包括支援センター
- 4)医療機関

(医師・歯科医師・薬剤師・セラピスト等)

- ⑤介護サービス事業所
- ⑥地域から

(自治会長・民生委員・近隣者等)

- 7警察
- ⑧社会福祉協議会(コミュニティワーカー等)

【開催を依頼する人】

- ○家族
- ○ケアマネジャー
- ○医療・介護サービス提供者
- 〇地域住民(民生委員、自治会長、 近隣者等)
- ○警察

他

※ 開催頻度

必要に応じて随時開催

※ 個別会議の中で、個々の対象者について解決すべき課題の顕在化と具体的な支援策を検討する



課題①

Bさん



課題②



課題3・4・5

Dさん



課題6・7

Eさん



課題8







課題(10·11)



課題12





課題(14)・(15)・(16)



地域包括担当者連絡会

- ※ 作業内容
- (1)個人の課題を共有する

圏域ごとの個人の課題を市全体の課題として把握

(2) 個人の課題の仕分け

個々に対応すべき課題と地域全体として取り上げる課題の仕分け

(3) 地域課題の優先順位化

緊急性、重要度、事業化への適正等を考慮した選定

地域ケア推進会議

(宍粟市地域包括支援センター運営協議会)

- (1) 地域の課題を解決するための検討
- (2) 既存事業の再構築、新たな事業の提案



地域生活を支えるための 施策、事業化を検討

《 地域ケア個別会議の実際 》

ホワイトボード1

《事例の提出理由》

日頃からの見守り体制を整える

《事例の概要》

宍粟 花子 女性・77歳・00自治会

夫と二人暮らし 要支援1、自立度A1・I <u>デイサービス</u>(1/W) H26.8~

(病歴)

うつ病、高血圧、高脂血症、白内障 月1回通院(S病院)

H20受診

H22「死にたい」と訴える 歯のことが原因

楽しみになっている 億劫なときは自分で休むと電話をする

(生活動作)

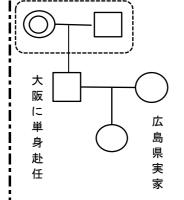
日中は布団に横になっていることが多い 服は着替えていない時もある

《本人・家族の希望》

本人:できればどこにも行きたくないが、岡山には行ってもよい

息子:両親そろって、岡山のケアハウス等に入居して欲しい (実際に探して両親に勧めている)

《家族構成》



毎日は電話している 9月のシルバーウイークに 息子・妻・孫で帰省し 掃除や買い物を支援

※民生協力員は「息子に関わ りを持たせたら」と思って

宍粟太郎 (夫·85歳)

要介護1(サービス利用なし) 自立度J1・Ia 高血圧(月1回通院)] 薬は飲めていない 膝痛、認知症

車を運転、土日は競馬に 家事・買い物・通帳管理している 性格は昔から短気 (息子の話) 物には当たるが人の手は挙げない

一人の行動が好き あまり人と関わりたくない 日中は2階で生活 訪問者があれば妻が呼ばれる

ホワイトボード2



・普段はしっかりと

受け答え

ケアマネ

行政

言われると不確か 定期訪問(月1回) ・協力員にも様子を聞く

民生委員

あやふやなことを ・以前から見守り

・何かあれば連絡下さいと近隣の2人 には伝えている

・月1回定例会(12人)

・訪問時夫はいつもニコニコして

・夫が何もできなくなった時が心配 ・見守りを続けてなるべく長く在宅

民生協力員

- ・前自治会長
- ・夫婦をよく知っている
- ・普段からよく様子を見ている(家の灯り等)
- ・声かけ
- ・夫、見守りの会
- ・何かあれば民生委員へ連絡(体制とれている)

《課題》

《解決策》

1. 情報提供の窓口はどこに

地域からの連絡先は どこにするか? ①日常 ②緊急時

1. 連絡先

ケアマネ・ディ・見守りの

②緊急時

地域包括支援センター 2. 関係者で話し合い

情報を得る

2. 夫が家事をできなくなった 時、本人に認知症の症状が 出てきた時、などをどこで 見極めるか?

⇒食事、衣類など

民生協力員、デイでの

3. 毎週火曜日はデイに 必ず行く

3. デイ、民生協力員等の声 かけが必要

※ある地域ケア個別会議の場面

ホワイトボード 1

ホワイトボード 2



板書担当



社会福祉士



民生•児童協力



生活支援員



見守りボランティア





保健師(ファシリテーター)

ケアマネ(事例提供者)

※活動の目的を達成するた めの舵取り

※集団による知的相互作用

を促進する役割を持つ人

ファシリテーターとは?

グランドルール

- *事例はみんなで考え全員が発言する
- *誰かを責める会にしない
- *人の話はさえぎらない
- *事例提供者の支援内容を否定、非難しない
- *ファシリテーターの指名には応える
- *事例提供者をねぎらう

地域ケア個別会議の開催状況 (開催期間: 平成27年4月から10月末)

1. 圏域別開催回数

山崎	官	波賀	千種	計
3	4	2	2	11

^{※11}回の開催以外に1回は対象者の入院のため、準備のみに終わった

2. 対象者の年代

60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	計
2	5	2	2	11

3. 対象者の家族構成

ひとり暮らし	高齢者夫婦	その他	計
5	2	4	11

※その他は高齢者と障害者、子ども夫婦との同居

4. 開催の依頼者

包括	住民	ケアマネ	その他	計
4	1	5	1	11

5. 今後の課題と対策

※地域ケア個別会議は「個別会議」と標記しています

- (1) 開催実績が少ない
 - ⇒ ①専門職のみの事例検討をなるべく多く開催し、個別会議を開催すべき事例の選定に ついてケアマネ等の力量アップを図っている。
 - ②日頃ケアマネと連携する中で、個別会議にかけたら良い事例が見えてくる。 日頃からのケアマネとの関わりが重要である。
 - ③地域を巻き込むことの必要性を感じないケアマネは、個別会議につなげない場合がある。 事例検討を通して地域との連携について、ケアマネの力量アップを図る。
- (2) 主治医の参加が得られにくい
 - ⇒ ①参加者が多く日程調整が難しいが、なるべく主治医の都合を優先したり、参加できない ときは事前に主治医の意見を把握し、個別会議の場で伝えている。
- (3) 事例提供の準備に時間がかかり、ケアマネ負担が大きいことで個別会議の開催につながっていないことがある
 - ⇒ ①事例提供の様式に記載しなくても、ホワイトボードの活用などで開催できる方法を併用する
- (4) ケアマネが開催を勧めても、同意しない家族がある 地域の支援が必要な家庭ほど、拒否が強い
 - ⇒ ①ケアマネや包括からの十分な説明を試みる
 - ②必要度が高い場合は家族の参加を得られない状況でも開催する
- (5) 個別会議開催後の経過管理が不十分である
 - ⇒ ①ケア会議内で具体的な支援策の担当者を明確にする
 - ②支援の進み具合の管理者を明確にし、必要に応じて再度個別会議を開催する

個人の課題から地域の課題へ

対象者	個人の課題	地域課題
А	① 認知症高齢者の見守り体制を整える	0
В	② 精神疾患のある高齢者の見守り体制を整える	0
	③ 安全に生活できる場所を確保する	
С	④ 身体の清潔を保つ	
	⑤ 体調不良時の把握	
D	⑥ 精神疾患に対する理解を進め、見守り体制を整える	0
	⑦ 家族や地域を巻き込んだ支援をする	0
Е	⑧ 認知症高齢者の見守り体制を整える	0
F	⑨ 多重問題の家族を支援する	
G	⑩ 精神疾患に対する理解者を増やす	0
	⑪ 家族関係を調整する	
Н	⑫ 認知症高齢者の見守り体制を整える	0
ı	⑬ 認知症高齢者の見守り体制を整える	0
	⑭ 認知症高齢者の見守り体制を整える	0
J	⑤ 生活費用を確保する	
	⑯ 施設入所の必要性を検討する	
К	⑪ 必要なサービスを利用する	
	⑱ ゴミ出しを支援する	0
	⑲ 生活費用を確保する	

地域包括担当者連絡会の作業

- 1. 個人の課題を共有(圏域ごとの課題を市全体の課題へ)
- 2. 個人の課題の仕分け 個々で解決すべき課題と地域全体の問題となりうる課題の仕分け
- 3. 課題の優先順位化 緊急性、重要度、事業化への適正等を考慮する



地域ケア推進会議への提案、情報提供

- 1. 課題の提案
- 2. 課題に関する宍粟市の現状、統計資料などの情報提供
- 3. 既存事業や社会資源の情報提供

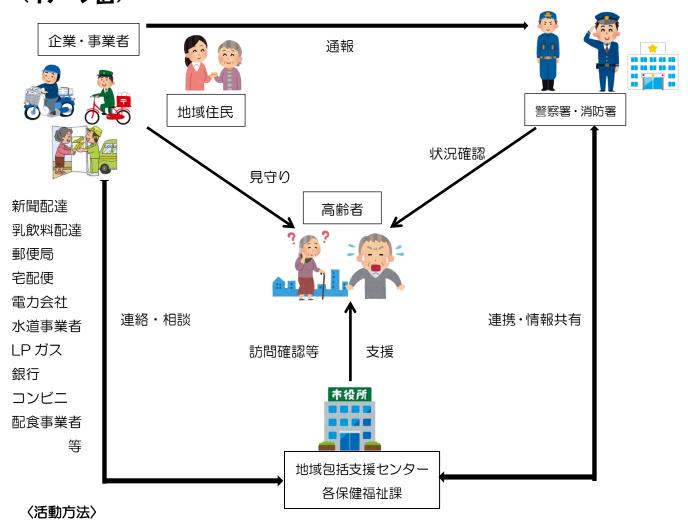
包括的な 検討

宍粟市高齢者地域支え合い活動事業の概要

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスだけでなく、住民の助け合いや関係機関との協力・連携が必要になります。

日常的に地域や個人宅に出向く企業や事業者と連携し、日頃から見守りをすすめていきます。日常業務を通じて、高齢者に異変を感じた時に市へ連絡又は必要時警察署又は消防署へ通報してもらう仕組みです。 孤独や孤立の予防、消費者被害の予防にもつながります。

〈イメージ図〉



- 〇地域での幅広い「気付き」を目的としているため、見守りの対象者を特定する必要はありません。
- 〇日常業務の中で、「いつもと違う」「何かおかしい」と感じた場合に連絡するさりげない活動です。

〈役割〉

- 〇協力事業者…協力員に対して、協定の趣旨の周知をお願いします。日常業務の範囲内において、高齢者に関して何らかの異変を感じた場合は市へ連絡していただき、緊急を要すると判断された場合は、警察又は消防へ通報お願いします。
- 〇市(高年・障害福祉課地域包括支援センター又は各保健福祉課)…協力員から連絡を受けた場合は、必要に応じて関係機関と連携を図り、訪問するなど必要な対応をします。

【連絡先】

(山崎管内)

宍粟市 健康福祉部 高年・障害福祉課 宍粟市役所代表 (本庁)

地域包括支援センター

電話: 0790-63-3101 電話: 0790-63-3000 ファックス: 0790-63-3062 ファックス: 0790-63-3061

(一宮管内)

宍粟市 健康福祉部 一宮保健福祉課 一宮市民局

電話: 0790-72-2100 電話: 0790-72-1000 ファックス: 0790-72-2110 ファックス: 0790-72-1596

(波賀管内)

宍粟市 健康福祉部 波賀保健福祉課 波賀市民局

電話: 0790-75-8800 電話: 0790-75-2220 ファックス: 0790-75-2415 ファックス: 0790-75-3599

(千種管内)

宍粟市 健康福祉部 千種保健福祉課 千種市民局

電話: 0790-76-8600 電話: 0790-76-2210 ファックス: 0790-76-8110 ファックス: 0790-76-8020

事件、事故、急病等により救急対応が必要と思われる場合は、直接、宍粟警察署(電話:62-01 10)又は宍粟消防署(電話:62-0119)までご連絡下さい。

夜間・土日祝祭日の対応について、緊急を要すると思われる事案が発生した場合は、<u>宍粟市役所代表</u>又は各市民局にお電話いただき、各課宛に返信電話の依頼後、折り返しお電話させていただきます。